

町独自事業者支援第2弾 国の「持続化給付金」受給者も対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少している事業者のみなさまへ

追加支援

松伏町事業継続支援金のお知らせ

○松伏町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業者のみなさまへ、町独自支援として「松伏町事業継続支援金」を交付します。
国で実施する「持続化給付金」の受給者も対象となります。

1. 支援額

○1事業者につき10万円（一律）の支援金を交付します。

2. 対象者

○次の事項に全て該当する方

- (1) 法人：町内に事業所を有する法人（資本金10億円以上の大企業を除く）
個人事業主：町内に住民登録があり、確定申告又は町民税申告している個人事業主
- (2) 今後も事業を継続する意思のある者
- (3) 町が実施する「松伏町農業者支援給付金」の受給資格がない者
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制下にある事業者でないこと
- (5) 性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務委託営業を行う事業者でないこと
- (6) 宗教上の組織又は団体でないこと
- (7) 政治団体でないこと
- (8) 支援金の趣旨・目的に照らして、支援金を交付することが適当でないと町長が認める者でないこと

3. 交付要件

○次のいずれかの要件を満たしている方。

- (1) 国で実施する「持続化給付金」の受給者
- (2) 町で実施した「松伏町中小企業者等緊急支援金」の受給者
- (3) 令和2年1月から12月までの**いずれかの売上（営業収入）**が、**前年同月と比較して20%以上減少**している。
- (4) 正当な理由により、月別の売上（営業収入）が提出できない事業者に限り、令和2年1月から12月までの**いずれかの売上（営業収入）**が、**令和元年の月平均売上（営業収入）と比較して20%以上減少**している。

4. 申請書類

○共通

- ①松伏町事業継続支援金交付申請書（兼）請求書
- ②「持続化給付金」の給付通知または「松伏町中小企業者等緊急支援金」の決定通知の写し
- ③振込先口座の通帳の写し（①表面②通帳を開いた1・2ページ）
- ④その他、松伏町が必要と認める書類（提出を求める場合があります）



「持続化給付金」給付通知



「松伏町中小企業者等緊急支援金」決定通知

○法人

- ⑤町内に事業所を有する証明書類（公共料金の請求書、賃貸借契約書の写し等）

※本店登記が町外の場合のみ

※正当な理由により、「持続化給付金」の給付通知または「松伏町中小企業者等緊急支援金」の決定通知を提出できない方はご連絡ください。

5. 申請方法

○必要書類を入れ、下記の宛先に郵送してください。

※配達記録の残る郵送方法を推奨します

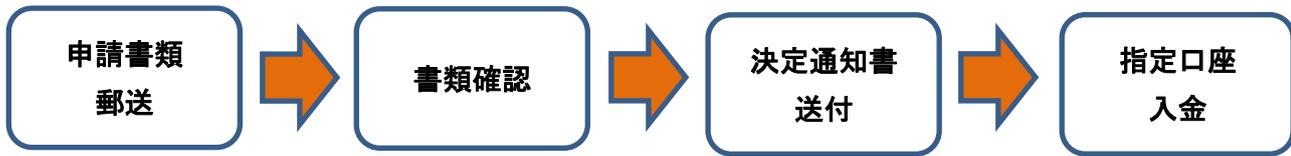
〒343-0192

松伏町松伏2424

松伏町役場 環境経済課 商工担当 行
事業継続支援金申請書類在中

6. 申請期間

○令和2年8月25日（火）から令和3年1月31日（日）まで（当日消印有効）



7. 問い合わせ

○松伏町役場 環境経済課 商工担当

住所 松伏町松伏2424

TEL 048-991-1854（直通）

【注意事項】

- ・申請は1事業者1回です。
- ・正当な理由により、「持続化給付金」の給付通知または「松伏町中小企業者等緊急支援金」の決定通知を提出できない方はご連絡ください。
- ・申請内容に虚偽・不正等が発覚した場合、支援金を全額返還していただきます。
- ・申請書類の確認・振込先口座の確認のため、入金まで1か月程度いただく場合がございます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送のみでの申請となります。
- ・その他ご不明な点は、「松伏町事業継続支援金Q&A」をご覧ください。